

議案第12号

宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり宇部市と締結しようとする山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約に関する協議について、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月22日提出

山陽小野田市長 白井博文

(別紙)

山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約

宇部市（以下「甲」という。）及び山陽小野田市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏である山口県央連携都市圏域（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携を図ることにより、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

(連携する取組及び役割)

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表に定めるとおりとする。

(費用分担)

第4条 前条に規定する取組を実施するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(連絡会議)

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

(連携協約の変更等)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙の協議によらなければならない。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、当該協議について議会の議決を経なければならない。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組		甲の役割	乙の役割
ア 経済戦略の策定及び推進	圏域内の各市町の経済団体等で構成する山口県央連携都市圏域ビジョン懇談会を開催し、圏域の経済戦略である山口県央連携都市圏域ビジョンの策定及び推進に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
イ 戦略産業の育成	中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進、産業人材の育成、企業誘致の推進など、戦略産業の育成に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
ウ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	農林水産物の付加価値化、販路拡大など、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
エ 戦略的な観光施策の展開	観光資源の活用や創出、国内外の誘客促進など、戦略的な観光施策の展開に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。

オ その他	交流人口の拡大や雇用の創出など、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
-------	--	--------------------	--------------------------------

2 高次の都市機能の集積・強化

取組		甲の役割	乙の役割
ア 高度な医療サービスの提供体制構築の支援	医療機関や県等との連携や情報共有を図り、高度な医療サービスの提供体制構築の支援などに取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
イ 高度な中心拠点の整備・広域的な交通網の強化	高度な中心拠点の活用や機能強化、広域交通ネットワーク機能の強化など、高度な中心拠点の整備・広域的な交通網の強化に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
ウ 高等教育・研究開発の環境整備	学術研究拠点や文化芸術拠点等における人材の育成及び機能強化など、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
エ その他	文化・芸術、テクノロジー、スポーツなど、圏域における高次の都市機能	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について

	能の集積・強化に係る施策に取り組む。		て、甲と取組を推進する。
--	--------------------	--	--------------

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
ア 地域医療・福祉	関係者との連携のもと、地域医療、福祉サービスの充実に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
イ 教育・文化・スポーツ	文化・芸術やスポーツによる交流の促進など、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
ウ 地域振興	圏域の豊かな地域資源、イベントを活用した地域振興などに取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
エ 災害対策	災害時等の相互支援、防災・減災施策の推進など、災害対策に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
オ 環境	循環型社会構築、環境の保全などに取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組

			を推進する。
カ その他	圏域における生活機能の強化に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
ア 地域公共交通	地域公共交通の利用促進、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
イ 圏域内外の住民との交流・移住促進	圏域内外における情報発信、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。
ウ その他	圏域内の結びつきやネットワークの強化に取り組む。	乙と連携・協力して、取組を推進する。	甲と連携・協力して実施する事業について、甲と取組を推進する。

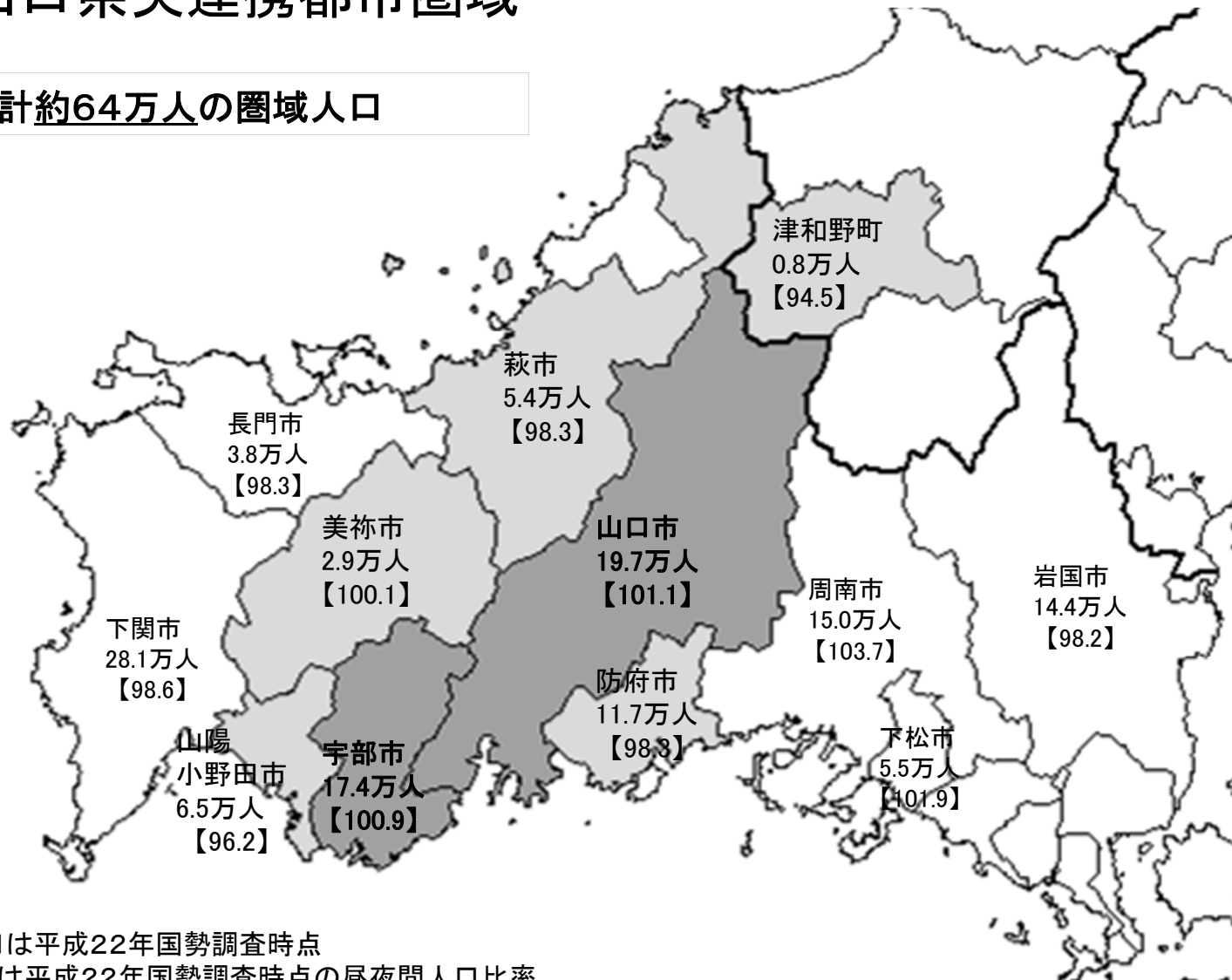
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
ア 人材育成・圏域	圏域内市町における人材育成や圏域マネジメント	乙と連携・協力して、取組	甲と連携・協力して実施す

マネジメ ント能力 の強化に 係る連携	ト能力の強化に係る各種 施策に取り組む。	を推進する。	る事業につい て、甲と取組 を推進する。
------------------------------	-------------------------	--------	----------------------------

山口県央連携都市圏域

合計約64万人の圏域人口



- ・人口は平成22年国勢調査時点
- ・【 】は平成22年国勢調査時点の昼夜間人口比率

議案第12号参考資料

地方自治法（抜粋）

（連携協約）

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。
- 5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。
- 6 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければならない。
- 7 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。